

保育・学童保育・子育て支援の充実を求める秋の大運動大阪実行委員会との  
協議等議事録（要旨）

こども青少年局 総務課

- 1 日 時 令和7年2月20日（木）午後2時～午後4時
- 2 場 所 本庁地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 保育・学童保育・子育て支援の充実を求める  
秋の大運動大阪実行委員会
- 4 協議等の趣旨 「保育・学童保育に関する要望書」についての要望
- 5 出 席 者  
（団体側）  
保育・学童保育・子育て支援の充実を求める秋の大運動大阪実行委員会 7人  
（本 市）  
こども青少年局 10人
- 6 議 事
- (1) 3・4・5歳児の配置基準改善の実施状況について（項目番号1 保育に関して）
- 団体要望概要
- ・面積基準緩和の終了について、大阪市が掴んでいる情報を教えてほしい。
  - ・面積基準緩和の終了について、施設からの意見を教えてほしい。
  - ・面積基準緩和を利用している園数を教えてほしい。
- 本市説明概要
- ・面積基準緩和の経過措置は令和10年度末まで延長される予定になったが、それ以上の延長はないと考えている。令和10年度末に向けて、面積基準緩和を利用している施設には児童の入所計画を作成いただいている。令和10年度末に面積基準緩和の経過措置が終了したときに進級できない児童が発生することのないように、対象となる園には入所児童数の制限を0、1歳児から段階的に通知している。
  - ・園からの個別意見の吸い上げは行っていないが、現時点で特に意見などは聞いていない。
  - ・130施設程度が面積基準緩和を利用していると把握している。
- 団体要望概要
- ・大阪市全体で3～5歳児の配置改善実績はどの程度か。全体の何パーセント程度の施設が実施出来ているか状況を知りたい。

- ・ 1歳児の配置改善について、国が令和7年度から加算を実施するが、条件が3つ付いている。条件を満たさない施設からの声はないか。
- ・ 昨年度実施された物価高騰への対策は、今年度もあるか。

#### 本市説明概要

- ・ 大阪市全体で3～5歳児の配置改善実績は次のとおり。

##### 【報告（令和7年2月分）】

- 3歳児加算 保育所 397 か所中 285 か所（72%）  
認定こども園 117 か所中 91 か所（78%）
- 4・5歳児加算 保育所 397 か所中 167 か所（42%）  
認定こども園 117 か所中 15 か所（13%）

※ 他の加算との重複が不可のため、配置基準を満たしていても、施設が他の加算を選択している場合がある。

- ・ 1歳児配置改善は、今年度から本市独自で職員配置5：1を満たしている施設に人件費支援を行っている。配置基準以外の要件は付けていない。来年度、国の制度が開始されても本市独自制度は引き続き実施し、国の要件を満たさない施設も対象とする予定である。
- ・ 物価高騰対策の支援は、今年度についても補正予算を計上して実施する予定である。

### (2) 保育士確保方策について（項目番号4 保育に関して）

#### 団体要望概要

- ・ 保育士定着支援事業について、金額を下げてでも全員がもらえる制度にしてほしい。
- ・ 本事業はずっと続けるのか。
- ・ 栄養士など、資格を持っている職員も対象にしてほしい。（意見のみ）

#### 本市説明概要

- ・ 事業は令和5年度の補正予算で開始したが、保育施設からのアンケートで5年10年働いた節目の職員に対する支援や、新採だけではなくベテラン保育士にも何か支援はないのかといった声を実現化したものである。本事業の趣旨は0～2歳児の保育料無償化によって増加する保育ニーズに対応するため、その受け皿となる保育士に対して支給するもので、給与の底上げは国がやるべきものと考えている。国においても今年度は過去最大の10.7%の処遇改善を実施している。
- ・ 事業の継続については毎年の予算議論で判断していく。令和7年度の予算案にも計上している。

### (3) 一時預かり事業について（項目番号6 保育に関して）

#### 団体要望概要

- ・ 令和5年度の利用実績は、51,236人であったということだが、現状の利用者数ですべてのニーズに対応できているという認識か。
- ・ 応募したい事業者は市内どこでも実施できるのか。
- ・ 就労での利用が多かったと思うが、やはり在宅で子育てを行っている方がレスパイ

トできる状況が必要であると思う。計画の整備目標数はそういった方へのニーズにも対応できるのか。

- ・公立保育所の一時預かりの実施箇所数は何か所か。

#### 本市説明概要

- ・コロナ禍前は年間6万人を超える利用があり、徐々に利用は戻ってきている。一時預かり事業は現在、市内73か所で実施しているが、うち12か所では休止となっており、現計画の78か所の整備には及ばず、十分な受け皿が確保されているとはいえないという認識である。本市では、令和6年度より保育所等利用家庭と在宅等育児の両輪への支援を行っていくという方針のもと、令和6年度より、在宅等育児支援として、国の要綱に定める補助基準額に本市独自の上乗せを行うとともに、0歳児加算および専任保育士配置加算、賃料補助金を創設し、一時預かり事業の運営事業者が安定した事業運営ができるよう補助を行っている。さらに、行政区によっては賃料相場に差があり、都心区では十分な広さの実施場所を確保できないため、令和7年度予算案において、賃料補助金を引き上げる案を提出している。
- ・区ごとの整備数を定めているので、不足している区においては公募により募集を行っている。そのため、すでに充足されている区においては、増やすことはできない。
- ・ニーズ調査により算出された数字に基づく整備数であり、就労・在宅にかかわらず、受け皿は確保できると考えている。
- ・公立保育所の一時預かりの実施箇所数は11か所である。

#### (4) こども誰でも通園制度について（項目番号7 保育に関して）

##### 団体要望概要

- ・次年度以降、事業者を増やす予定はあるのか。
- ・こども誰でも通園制度と一時預かり事業との違いは何か。
- ・実施事業者からはどのような意見が出されているのか。
- ・0～2歳児の預かりはリスクが高い。安全の担保ができるようにしてほしい。（意見のみ）
- ・こどもの預かりとは別に、事前面談が必要になる等、事業者にとっては様々な費用も生じることになるため、事業者も手を挙げづらいのではないかと。（意見のみ）
- ・保育士資格は必須としてほしい。（意見のみ）
- ・自由利用では、こどもの育ちの支援は難しいと感じる。定期利用を中心としてほしい。（意見のみ）
- ・どこにも頼らずに子育てをしている保護者の場合、虐待に至ってしまうケースもある。保育所、一時預かり事業、こども誰でも通園制度等を利用してほしいと考えている。その際、社会的な関わりを見るのは経験のある保育士が必要だと思う。（意見のみ）
- ・公立保育所で、こども誰でも通園制度を実施していないところはあるか

##### 本市説明概要

- ・こども誰でも通園を行う事業者は、今後、増やしていく予定である。

- ・一時預かり事業は、保護者の都合によりこどもを預けるのに対し、こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを支援するという観点から、こどもが他者と関わる機会を持つこと等を目的に実施をするものである。
- ・事業者からは委託料が低い等の指摘をもらっている。
- ・公立保育所は専用室で実施しているため、スペースがない等の理由で実施していないところはある。

(5) 公立保育施設や入所申請で導入している ICT 化について（項目番号7 保育に関して）

団体要望概要

- ・公立保育所ではどのようなものを導入しているか。
- ・アプリ内の計画作成のための機能は用いているか。
- ・計画は、作るのは大変だが、こどもと向き合って作るべきものであり、アプリを使うことで作成した計画とこどもの姿に合わなくなることを危惧しているため、入れてほしくないと考えている。

本市説明概要

- ・保育補助システム（タブレット端末にアプリを搭載したもの）を用いている。また、事務作業等に使用するパソコンの増設を図っている
- ・アプリ内の計画作成に関する機能は導入していない。
- ・ICT 化による業務負担の軽減は大切であると考えている。負担軽減につながるものは導入していくが、何でも導入するわけではなく、保育現場の声も聞きつつ進めていきたい。

(6) 今後の放課後施策・学童保育の整備計画にむけた考えについて（項目番号2 学童保育（放課後児童クラブ）に関して）

団体要望概要

- ・放課後児童クラブについて保護者への一層の周知を図りたい。今後に向けて、広報協力の検討をお願いしたい。
- ・大阪市の調査結果では、児童いきいき放課後事業を含めた放課後施策全体のニーズ量は令和7年度から令和11年度に約9%減となっているが、放課後児童健全育成事業に関しては令和7年度から令和11年度に対して1.5%しか減少していない。ニーズを正確に計画へ反映させ、事業を充実していくことが必要ではないか。

本市説明概要

- ・放課後児童クラブの広報については、本市ホームページにおいて、実施場所や連絡先を掲載し周知を図っており、令和6年4月から希望する放課後児童クラブについて、実施場所をクリックすると放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けを行っている。また、留守家庭児童対策事業と児童いきいき放課後事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを作成し、各区への配布や各小学校への情報提供など周知を図っている。引き続き、放課後児童クラブに関するホ

ームページ等の情報をいただき、広報に取り組む。

- ・児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業の量の見込みについては、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、並びに「ニーズ調査」にもとづく就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しており、両事業の減少率は基本同じとなる。「放課後児童健全育成事業補助対象量」の見込みについては、留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当しており、令和7年度から11年度の減少率については、対象となる児童いきいき放課後事業の見込み数が増えることが要因となって1.5%減少にとどまっている。ニーズはそれぞれの調査結果をふまえて、計画へ反映している。